

第 115 回 歯科医師国家試験受験者留意事項

【受験地：新潟県】

- 本留意事項及び受験票は試験当日必ず携帯すること。
- 本留意事項及び受験票裏面の受験者心得を熟読し、誤りのないようにすること。

1 試験日 令和4年1月29日（土曜日）及び1月30日（日曜日）

2 集合時刻 8時50分

3 解散予定時刻 16時30分頃

4 試験場 受験番号 00001～00111
会場名 日本歯科大学新潟生命歯学部
所在地 新潟県新潟市中央区浜浦町1-8

5 持参品

- (1) 黒のボールペン
- (2) HB の鉛筆（シャープペンシル不可）
- (3) プラスチック消しゴム
- (4) 鉛筆削り
- (5) 腕時計（電卓、通信又はメモ等の機能がある時計の使用は認めない。）
- (6) マスク（無地のものに限る。）
- (7) 昼食
- (8) その他
 - ① コンパスの使用は認めない。
 - ② 定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）の使用を認める。
 - ③ 置時計の使用は認めない。

6 試験に関する一般事項について

- (1) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (2) 試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具（HB の鉛筆、プラスチック消しゴム）、定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）、受験票及び特別に許可された物のみとする。
- (3) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。
- (4) 答案用紙は2種類あり、どちらか1種類を配布する。
- (5) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (6) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (7) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (8) 試験場内では、全て監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない

場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。

- (9) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (10) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (11) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (12) 試験場では昼食時等を除き常時マスク着用の上、体調不良の場合は必ず試験監督員等に申し出ること。マスクを着用していても、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけて咳・くしゃみをすること。
会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。
マスクの着用は説明書をよく読んで正しく着用すること。
- (13) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
- (14) 濃厚接触者に該当した場合には、あらかじめ「11 試験に関する照会先」記載の歯科医師国家試験運営本部事務所に申し出ること。
- (15) 濃厚接触者については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。
- ① 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること
 - ② 受験当日も無症状であること
 - ③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - ④ 終日、別室で受験すること
- (16) 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。
- (17) 入場時に、発熱等の症状がある又は濃厚接触者である受験者は、その旨を試験監督員等に申し出ること。
- (18) 試験会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、迅速抗原検査を実施。抗原検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験すること。
- (19) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスする URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000109632.html>

(20) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

(21) 試験当日に、以下のうち、一つ以上に該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後 2 週間における診断書の提出等により確認のうえ、受験手数料を返還する。

返還方法については、申請様式を含めて厚生労働省ホームページに掲載するので、確認すること。

① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者

② 濃厚接触者であり、(15)に掲げる要件を満たさない者

③ 日本の入国制限により試験会場に行くことができず、受験を断念した者

④ 試験当日に実施した抗原検査の結果が陽性となった者

(22) 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、新型コロナウイルス感染症対策の内容を変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

(23) 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。

(24) 試験会場において、受験者の内に新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある。

(25) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) をインストールしていることが望ましい。

7 卒業証明書等の提出について

(1) 卒業見込証明書で出願した者

卒業見込証明書で出願した者は、令和 4 年 3 月 10 日 (木曜日) 午後 2 時までに卒業見込証明書を出願した歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に卒業証明書を提出すること。当該期限までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効となるので注意すること。

(2) 歯科医師国家試験予備試験合格者

歯科医師国家試験予備試験合格者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面で出願した者は、令和 4 年 3 月 10 日 (木曜日) 午後 2 時までに実地修練を終えたことを証する書面を出願した歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に提出すること。当該期限までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効となるので注意すること。

8 合格発表及び正解肢の公表について

合格者は令和4年3月16日（水曜日）**午後2時**に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

また、厚生労働省のホームページにおいて、同時刻をもって、正解肢も掲載する。

なお、システムの関係上、掲載に数分間の誤差を生じることがある。（掲載期間は概ね2か月とする。）

電話による照会には一切応じないので厳に注意すること。

○合格速報に直接アクセスする URL

<https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2022/siken02/hp02.html>

※ 最終的な確認は必ず合格証書又は合格者番号一覧で行うこと。

9 成績の通知等について

受験者全員（欠席者及び受験無効者を除く。）に成績を通知することとし、合格者には厚生労働省から令和4年3月16日（水曜日）に合格証書を併せて発送する。

なお、令和4年4月1日（金曜日）までに到着しない場合には、**最寄りの郵便局へ郵便状況を確認した後に、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ問い合わせること。**

10 合格者の免許申請について

合格者が有資格者として業務を行うには、免許申請を行い免許の登録を受ける必要があるため、速やかに免許申請を行うこと。

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページで確認するとともに、不明な点があれば都道府県の衛生主管部（局）医務担当課又は保健所に問い合わせること。

○免許申請手続きに直接アクセスする URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html

11 試験に関する照会先

ア 歯科医師国家試験運営本部事務所

〒135-0063 東京都江東区有明 3-6-11 TFT ビル東館 7F

電話番号 03 (5579) 6903

イ 厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号 03 (5253) 1111 内線 2574、2575、4143

FAX 03 (3503) 3559

※試験に関する照会先に記載された電話番号への連絡については、午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）

12 試験時間（予定）

第 115 回歯科医師国家試験日時等

試験日 1 日目	1 月 29 日 (土)		備考
	午 前	午 後	
説明開始時刻	9 時 00 分	13 時 10 分	
試験時間	9 時 45 分 } 12 時 00 分	13 時 45 分 } 16 時 00 分	

試験日 2 日目	1 月 30 日 (日)		備考
	午 前	午 後	
説明開始時刻	9 時 00 分	13 時 10 分	
試験時間	9 時 45 分 } 12 時 00 分	13 時 45 分 } 16 時 00 分	

13 交通、略図

14 試験室区分

略図、交通、受験番号別試験室については、厚生労働省ホームページに掲載するので、あらかじめ確認すること。

試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。ただし、6（15）に該当する者を除く。

試験室を間違えた場合、他の試験室では受験できないので注意すること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため試験場内の動線を制限する場合があります。

○略図、交通、受験番号別試験室に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijikou_0001.html

13 交通、略図

日本歯科大学新潟生命歯学部

新潟県新潟市中央区浜浦町 1-8

電車：JR越後線「関屋駅」下車、徒歩 約 15 分

バス：新潟駅前バスターミナルより浜浦町線（西循環浜浦町先回り）にて
約 25 分、「浜浦町一丁目」下車、徒歩 約 1 分

国道 116 号線沿線（内野方面）から・・・「信濃町」下車、徒歩約 7 分

国道 402 号線沿線（内野方面）から・・・「文京町」下車、徒歩約 8 分



※試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車等での来場は認められないので留意すること。ただし、6（15）に該当する者を除く。

14 試験室区分

日本歯科大学新潟生命歯学部

(受験番号 00001 ~ 00111)

No.	建物	階	教室名	受験者数	受験番号
1	4号館	1	411	30	00001 ~ 00030
2	4号館	1	412	30	00031 ~ 00060
3	5号館	1	511	30	00061 ~ 00090
4	5号館	1	512	21	00091 ~ 00111

試験室の見方

例) 受験番号 00050 の場合

上記表のうち、受験番号 00050 は 00031~00060 に該当することから
4号館 1階 412 が試験室となる。

注1) 試験室については、当日、試験場内の試験室に掲示してある受験番号でも確認すること。

注2) 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験出来ないので注意すること。